

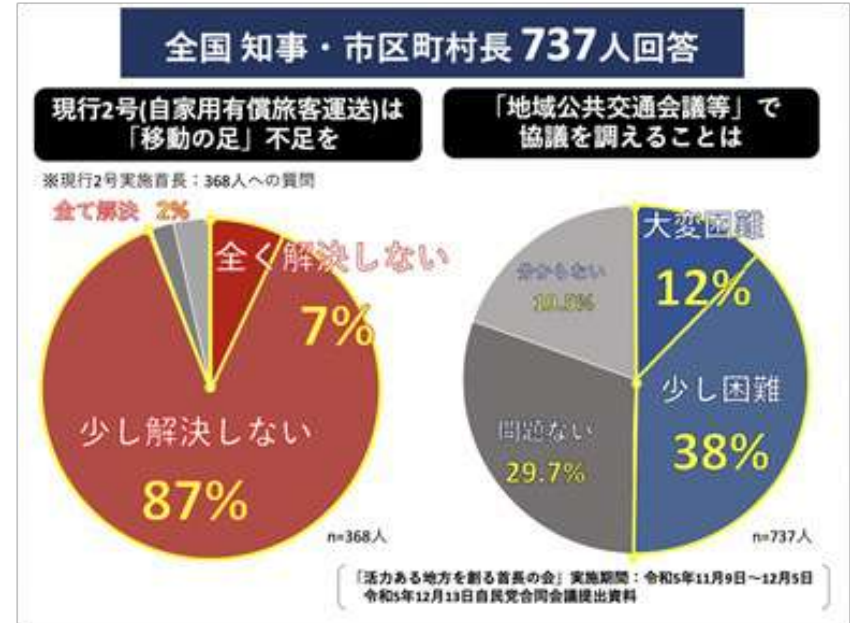
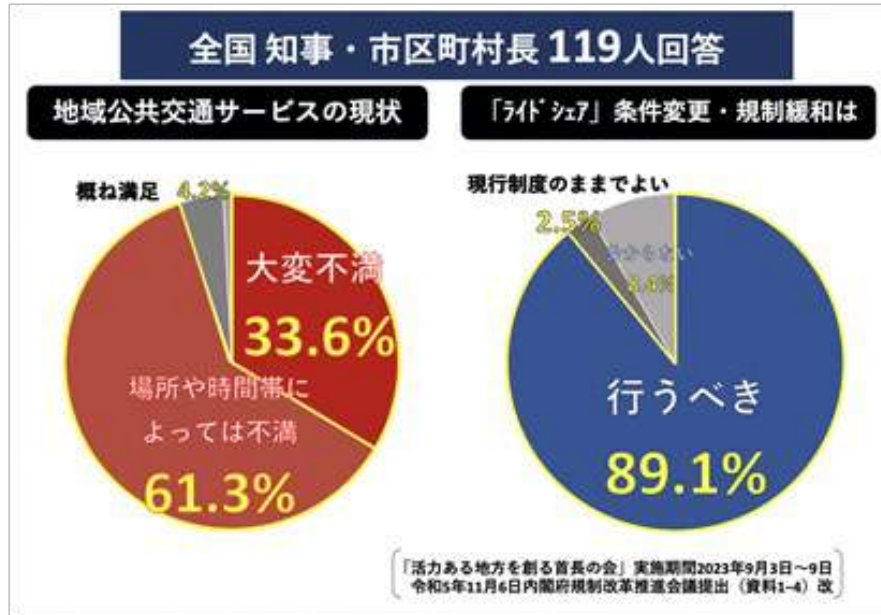
全自連会員制度のご紹介

令和7年3月

一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会

(vol.2.0)

地域交通に係る「緊急首長アンケート」(令和5年9月,11月)：活力ある地方を創る首長の会



【参考】活力ある地方を創る首長の会(発足：令和2年10月22日)：会員333人(内訳：知事12人・市区町村長321人)
 ※関連団体：職員の間：527人、地方議員の間：295人(首長の会を含む3団体会員合計数：1,155人) 令和7年2月1日現在



令和5年度総会の様子(2023年6月)



令和6年度総会の様子(2024年6月)

一般社団法人 全国自治体ライドシェア連絡協議会（略称「全自連」）

①住所：東京都千代田区霞ヶ関3丁目6番14号三久ビル504

②役員等：

- ・共同代表（理事長） 樋渡啓祐（元武雄市長）,浅見泰司（東京大学教授）
- ・理事 鬼橋正敏（みどり法律事務所）,本丸達也（リベラ株式会社）
高菜圭一（元国土交通省運輸安全委員会事務局長）
- ・顧問弁護士 山田卓（三番町法律事務所）
- ・顧問 鈴木英敬（衆議院議員）,鈴木康友（静岡県知事）,
藤井直樹（元国土交通事務次官）

③事務局：

- ・事務局長 池上明子（元デジタル庁参事官補佐）
- ・参与 真下敬太（法律事務所ZeLo・外国法共同事業弁護士）

④目的：

公民連携及び自治体間連携等による地域公共交通の利便性向上及び持続可能性の確保を図り,もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

⑤業務内容：

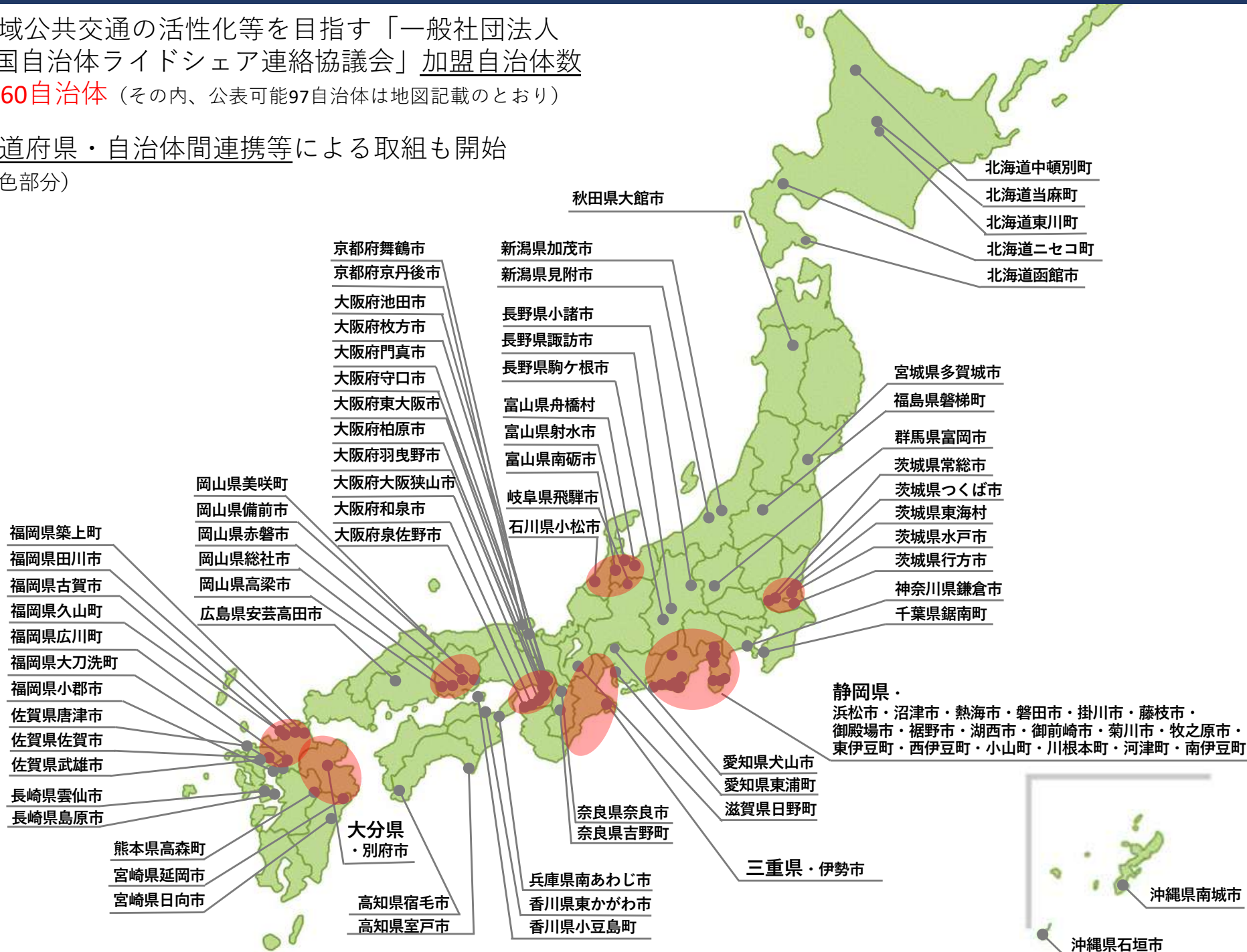
- ・地域公共交通の活性化に関する自治体及び交通事業者に対する助言支援
- ・所管官庁及び自治体,関係機関との総合調整
- ・地域公共交通に関する調査研究
- ・地域公共交通の担い手の育成
- ・地域公共交通受託事業者に対する技術的支援及び情報共有
- ・地域公共交通に関する刊行物の出版
- ・地域公共交通に関する講習会,交流会等の実施
- ・公共ライドシェアの普及啓発及び利用促進
- ・本会の目的に適合する学会・団体等への参加協力
- ・その他当法人の目的を達成するために必要な事業

⑥設立日（法人登記）：令和6年4月1日



(参考) 「全自連」事務所が入居するビル・所在地

- 地域公共交通の活性化等を目指す「一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会」加盟自治体数：**160自治体**（その内、公表可能97自治体は地図記載のとおり）
- 都道府県・自治体間連携等による取組も開始（赤色部分）



公共ライドシェア・共助版ライドシェア「i-Chan」 (読み方：あいちゃん)

「i-Chan」

公共ライドシェア・共助版ライドシェアの愛称 (認証基準あり)

- 読み方：あいちゃん
- iには、応募作品にも沢山使われていた「愛」、そして「私」という意味を込める。
- Chan (ちゃん) は、Chance (チャンス)、Challenge (チャレンジ) を想起する意味を込めると同時に、高齢者や子どもたちが呼びやすく、日本人の文化「ちゃん、さん」が持つ親しみやすさを外国人観光客にも感じてもらう効果をもつ。



「i-Chan」ロゴマーク (認証マーク)

- 優しく親しみやすい車のシルエットと特徴的な笑顔の口元。
- 口元の2つの矢印の先には、乗客と運転手が居る。
- 「公共ライドシェア」が、乗客と運転手を繋ぐという意味を含んでいる。



「i-Chan」先行自治体記者発表の様子 (令和6年2月22日)
左から:大分県別府市 (6月) 富山県南砺市 (4月),右:石川県小松市 (2月)

※ () 内は開始月。いずれも令和6年

「i-Chan」グッズ▶

株式会社ビームスに依頼し、i-Chanグッズを制作。
ドライバーのユニフォーム活用、利用者の共通アイテムは制作予定。



ユニフォーム：てぬぐい



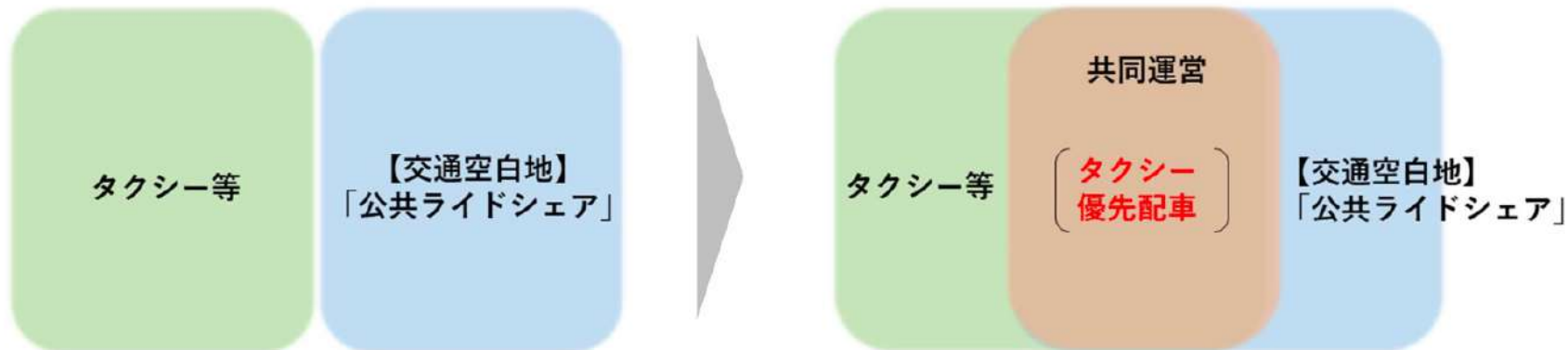
今後、てぬぐい以外も展開予定

公共ライドシェア

(道路運送法第78条第2号：自家用有償旅客運送制度)

タクシーとの共同運営の円滑な実装

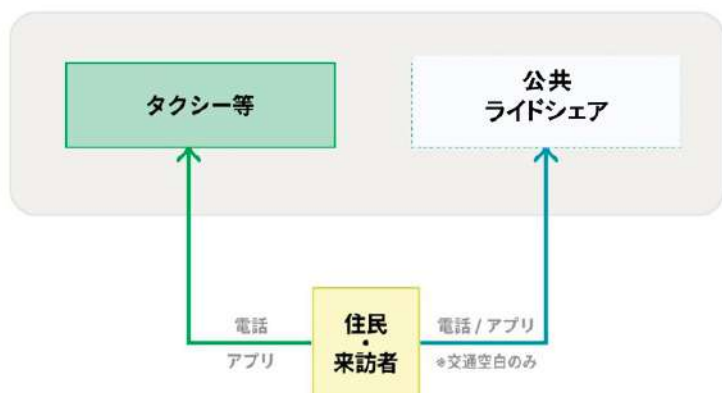
タクシーとの共同運営(イメージ)



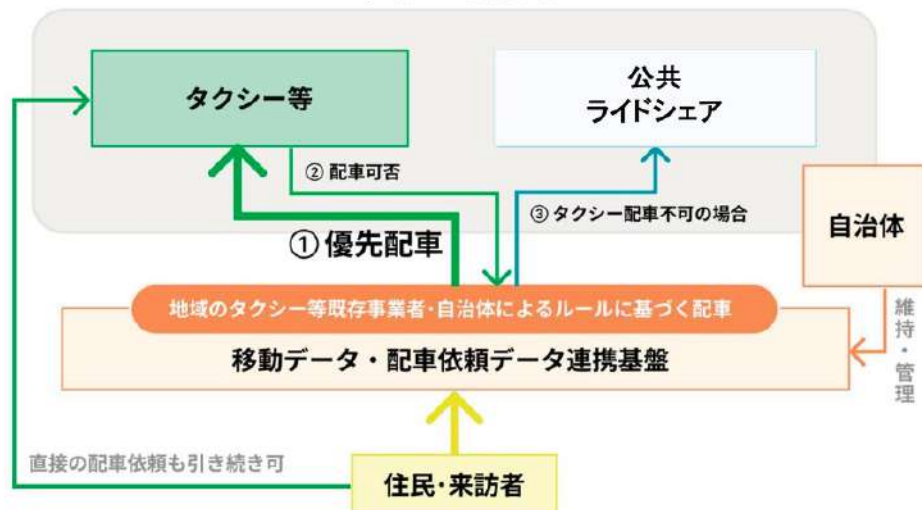
タクシーとの共同運営の円滑な実装

タクシーと公共ライドシェアとを一体的・効率的に配車することを可能とするシステムを、(一社)全国自治体ライドシェア連絡協議会(全自連)において開発中

現在



令和6年度中



共助版ライドシェア

(道路運送法における許可又は登録を要しない運送)

全自連直営「i-Chanキッズサポート」提供サービス（佐賀県武雄市）

「i-Chan キッズサポート」提供サービス

- 学習支援
- 見守り支援
- 平日夕方の移動支援
- 食事支援

※会費 1 か月500円（運営協力金として）



共助版ライドシェア（許可登録不要型）

概要

- 山間部に住む子どもの塾・習い事への送り
- 事業者の協力及びコネクティッドカー等最新技術を活用し、事務効率と安心・安全向上を実現

車両台数 4 台

ドライバー数 8 名

路線 山間部→中心市街地（路線型）

時間 平日16時～18時（定時運行）

その他 乗車前日予約（LINE利用）



令和6年11月18日試験運行開始
「i-Chanキッズサポート」会員児童とその保護者

河津町商工会及び議会第1常任委員会「河津ザクライド」(静岡県河津町)



乗務員はi-Chanのユニフォーム(てぬぐい)を着用。ドライバー10人中6人が議員



河津町における夜間地域活性化交通網「河津ザクライド」

実施要領

河津町商工会及び河津町議会第1常任委員会は、夜間における地域産業と地域の活性化を図るため、「河津桜まつり」期間中に、共助版ライドシェア「河津ザクライド」を実施します。

- 実施期間：2025年2月19日(水)から2月25日(火)の7日間(実証実験)
- 概要：河津町では、17時以降タクシー運行がなくなることから、**本事業に協力する飲食店や宿泊施設の利用者(お客様)を対象**に共助版ライドシェア「河津ザクライド」を実施いたします。対象となる飲食店及び宿泊施設は、河津町飲食店組合・河津町温泉旅館組合に加盟する事業者及び本事業に協力する事業者です。
なお、利用者は観光客に限らず、町民も利用可能です。
-
- 送迎エリア：河津町内
- 送迎時間：17:30~22:30(帰着)
- 予約時間：17:00~21:45
- 料金：100円(1グループ・1運行)※ガソリン代等実費をいただきます。

【お願い事項】

- ① 車内で、簡単なアンケートへのご協力をお願いいたします。
- ② 乗車人員は6名までです。この他に、ドライバーと補助員が同乗します。
- ③ ご利用は、飲食店組合・旅館組合に所属する事業所及び本事業に協力する事業者からのご予約に限ります。利用者(お客様)による直接のご予約はできません。
- ④ お申し込みは、片道ずつといたします。
- ⑤ 宿泊施設の利用者(お客様)が町内飲食店へ向かう場合、営業状況や送迎車両の残席数の確認等した上で、宿泊施設のご担当者がご予約するようお願いいたします。
- ⑥ ドライバーや補助員へ危害の恐れがある場合や泥酔者のご利用いただけません。
- ⑦ ボランティアによる運行ですので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

予約専用ダイヤル：090- [] (お客様への共有はお断りします。)

お問合せ先： 0558-34-0821 (河津町商工会 [])

「全自連」 会員構成

募集中

一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会の会員は、自治体等会員及び事業者等会員で構成されています。自治体等会員は、自治体名の公表・非公表を選ぶことができます。

区分	自治体等向けサービス内容	事業者等向けサービス内容
自治体等会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会費・年会費：無料 ・ 月1回以上開催予定のオンライン勉強会・対面による特別講演等で最新情勢及び国の動向等の理解促進 ・ 自治体等から提供されるデータに基づく政策立案サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
事業者等会員 プラチナ ゴールド シルバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年会費：応相談 ・ 自治体会員等との個別意見交換 ・ 1on1サポート等個別サービスご提案 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年会費：300万円/年 ・ 自治体会員等との個別意見交換 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年会費：100万円/年 ・ 全自連が主催する国の政策動向に係る勉強会（解説会）等への参加 ・ 全自連サイトを通じた広報等

※全自連運営の柔軟性及び機動性確保に鑑み、当分の間、会員の皆様の全自連社員及び理事等への就任は行いません。

※自治体等会員との個別提案に関する相談業務等及び成約後の事業推進に関する相談業務等については、別途委託料・コンサルティング料等の費用を必要といたします。別途費用が必要な相談業務等とは、当該事業者等会員の個別の事情や特有案件への対応が必要な事案で、かつこれに要する時間、労力、提供するノウハウの性質、得られる成果等から総合的に判断して、一般的な相談業務の範囲を超えると本法人が判断するものとします。

入会のご相談、本法人の活動への質問等
お気軽にお問い合わせください。



【お問合せフォーム】

一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会
代表アドレス：info@zenjiren.or.jp